

高等学校廃止処分取消等請求事件の控訴審判決について

令和 3 年 3 月 29 日

企画管理室

平成31年4月に平城高校の生徒4名（当時2年生）が同校の廃止処分の取消と損害賠償を求めて提訴した標記事件の控訴審判決において、一審判決の県敗訴部分が取り消されました。

1. 控訴審判決主文（令和3年3月17日大阪高裁判決言渡）

- (1) 一審被告の本件控訴に基づき、原判決中一審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記部分につき、一審原告らの請求をいずれも棄却する。
- (3) 一審原告らの本件控訴をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用は、第一審、第二審を通じ、一審原告らの負担とする。

2. 控訴審判決の概要

(1) 平城高校廃止処分取消請求【一審：却下 → 二審：却下】

以下の理由により、本件条例制定行為を行政庁の処分と実質的に同視することはできないことから、抗告訴訟の対象とはならない。

- ① 条例の効力が生じた時点で平城高校に在籍する生徒は存在していない。
- ② 現行法令上、地方公共団体が設置する高校に就学する生徒に係る以下の地位や利益について、現行法令上保障されていると解することはできない。
 - ・ 特定の高校を選択志望し、当該高校に就学することを期待し得ること
 - ・ 3 学年そろった状態で高校の修業年限を終えることができること
 - ・ 休学、留学等により修業年限を超えて高校に在学し得ること

(2) 国家賠償請求（平城高校の廃止・募集停止）【一審：棄却 → 二審：棄却】

- ・ 募集停止を含む平城高校の廃止に係る県の教育施策は、教育基本法の理念や学校教育法の趣旨等に照らして不合理であるとはいえないことから、その裁量権を逸脱又は濫用したものとして違法ということとはできない。
- ・ 条例の制定手続に原告の主張するような違法があるということとはできない。
- ・ 奈良高校の校舎の耐震化問題を解決することを目的に再編の対象校として平城高校を選択したと認めることはできない。

(3) 国家賠償請求（平城高校の廃止方針を事前に示さなかったこと）

【一審：認容 → 二審：棄却】

① 一審の判断

- ・ 提供し得べき情報を提供しなかったことにより原告らの学校選択の際の十分な検討を妨げたことは、国家賠償上の違法といえる。

（原告1人あたり11万円の損害賠償の支払い）

<判断理由>

- ・ 「学校が将来廃止され3学年が揃わない可能性があること」の情報は、中学3年生にとっては学校選択という自己決定権の見地からも十分尊重されるべき情報である。
- ・ また、上記の情報の提供は、県教委の会議の決定の有無にかかわらず可能である。

② 控訴審の判断

- ・ 高校生活を送ることが自己の人格を形成しその価値を実現させるものであること等を考慮しても、情報を公にして原告らに提供をしなかったことについて、国家賠償法上の違法ということはできない。

<判断理由>

- ・ 県教委の会議における決定前の再編計画に関する情報は、審議の過程で修正がされ得る「行政内部の意思決定過程における情報」に過ぎない。
- ・ また、上記の位置付けの情報について、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれる等のおそれがあるとして公表を控えることには、一般に合理性が認められる。